八王子地区保護司会だより

第110号
令和元年12月15日発行
発行 八王子地区保護司会
編集 広　報　部
電話 042-657-4928

冬迫る…一の倉沢　　（撮影：佐藤益國）

誰もが安心して暮らし いきいきと活躍できる社会に

東京都 都民安全推進本部 総合推進部
共生社会担当課長　小宮山　みき

八王子地区保護司会の皆様におかれましては、長年にわたって更生保護活動、犯罪予防活動、再犯防止活動を通じた安全安心な地域社会の実現に御協力を賜り、心から御礼を申し上げます。また、八王子市子ども若者サポート事業についても、地域の若者の悩み等に寄り添った支援を実施いただいていると伺っており、たいへん心強く感じております。

さて、大きな感動をもたらしたラグビーワールドカップが、先月成功のうちに閉幕し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、いよいよ来年に迫ってきました。この両大会を経た、その先を見据え、東京都は、誰もが安心して暮らしいきいきと活躍できる、「セーフシティ」「ダイバーシティ」を実現するべく、取組を進めていくこととしています。

このため都は、再犯防止推進法の趣旨も踏まえ、令和元年7月31日に「東京都再犯防止推進計画」を策定、公表いたしました。

計画策定を契機として、今後は自治体においても、犯罪や非行を未然に防止することはもとより、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援し、再犯や再非行を防止するための取組を進めていくこととなります。そしてそのためには、それぞれの地域において犯罪をした者等に身近な存在として寄り添い、立ち直り支援等の活動に多年にわたって御尽力してこられた保護司会の皆様の存在と御見識が不可欠です。

今後、八王子市も含め、各市などにおいても、地域の実情に応じた再犯防止推進計画について検討等されていくことになると思いますが、都は広域自治体として、保護司の皆様や市区町村、国の機関等と連携して有効な取組を進めていけるよう、しっかりと役割を果たしていきたいと考えています。

誰もが安全安心を実感できる社会、「誰一人取り残さない」包摂性のある社会を実現するため、引き続き皆様のお力添えをお願い申し上げます。

特集　児童相談所との連携について
～八王子児童相談所に聞く～

近年子育てまた家庭・家族問題で深刻な現実がありますが、さまざまな課題と向き合って活動される児童相談所にうかがい、私ども保護司会と連携できる課題があればとお訊ねしました。

Ⅰ　児童相談所の最近の課題等について

質問１　東京都内では児童相談所への相談件数は４万件近く、八王子児童相談所は何件くらい、また、虐待相談は何件くらい抱えておられますか。

回答１　児童相談所は児童福祉法に基づいて設置され、原則18歳未満の子供に関する相談を受けています。八王子児童相談所の管轄地域は、八王子、町田、日野の３市であり、平成30年度の相談件数は3,400件を超えています。この件数は、前年度に比較して約２割増となっています。

うち虐待相談の件数は、約1,770件です。虐待相談は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待に分類できますが、心理的虐待の件数が半数近くを占めています。件数は前年度と比較して約35％増となっています。

質問２　最近連続した幼児の虐待死では都民やメディアの厳しい目が向けられていますが、今後どのような対応を考えておられますか。

回答２　虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を断ちません。都内の児童相談所で受けた虐待の相談・通告件数は、増加の一途をたどっています。

都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められています。

こうした認識の下、都では平成31年４月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を制定しました。条例では、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを掲げています。

質問３　虐待、いじめ、引きこもり、自殺、非行など様々な課題・問題に待ったなしで対処しなくてはいけない現実があります。協力機関、人的充実など、どのように対処していかれますか。

回答３　虐待を受けた子供、非行がある子供など要保護児童の情報交換や支援内容に関する協議を行うために、児童相談所は都や区市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」の構成員として、関係機関等との連携・協力を行っています。

特に児童虐待については、区市町村の子供家庭支援センターとケースの内容や緊急度に応じて、両機関が連携、協働を図りながら、適切な安全確認を行っています。

職員体制については、政令改正に基づいて児童福祉司の増員を図るなど、さらなる体制強化を図っています。児童福祉司には高い専門性が求められるため、必要な人員確保はもとより、計画的な人材育成にも取り組んでいます。

Ⅱ　児童相談所と保護司との連携、協力、支援、保護司ができること等について

質問１　私どもの保護観察対象者には児童虐待の被害を経験している人が多くあります。また逆に児童虐待の加害により保護観察になっている人もいます。保護司がそのような対象者に対して、保護観察をする上でどのような連携を行うことが効果的と思われますか。

回答１　虐待は子供たちに深刻な影響を与えます。身体症状としては発育・発達の遅れなどであり、精神症状では、情緒不安定や強い攻撃性などです。一方、虐待をする親たちの背景には、周囲からの孤立や家庭の不和、経済的な問題など多様な課題が存在しています。

児童虐待防止のためには、行政、都民、関係機関が一体となって取り組む必要があります。まずは、「要保護児童対策地域協議会」で、要保護児童の情報交換や支援内容に関する連携・協議を行うことが重要です。

児童虐待を行った保護者等に対して、児童相談所では家庭機能の回復を図ることを目的に、児童福祉司や児童心理司等による家庭訪問や面接指導のほか、精神科医によるカウンセリングなどを実施しています。

質問２　児童相談所と保護司が緊密に連携して、少年非行に対して、相談・診断・指導に当たる場合には、どのような対応等を行うことが効果的と思われますか。

回答２　厚生労働省が定めている児童相談所運営方針に基づき、児童相談所では非行相談を「ぐ犯行為等相談」と「触法行為等相談」の２種類に類別しています。

「ぐ犯行為等相談」は金銭持ち出し、家出、暴力等のぐ犯行為、問題行動のある子供、警察署からぐ犯少年として通告があった子供等に関する相談です。

児童相談所に相談があった児童のうち、保護観察処分少年や少年院仮退院者など、保護司の皆様が指導監督また補導援護を行っているケースでは、事案内容に応じて速やかな連携・協力を進めてまいりたいと思います。組織的な対応を要する場合は、やはり「要保護児童対策地域協議会」で、情報交換や支援内容に関する連携・協議を行うことが重要です。

質問３　保護司を含む一般の住民が、児童虐待の現場に向き合うことが生じた場合、どのような点に気をつけて対処したらいいでしょうか。

回答３　東京都が発行している児童虐待防止リーフレットには、子供を虐待から守るための５か条（厚生労働省リーフレットより抜粋）が記されています。

1、「おかしい」と感じたら迷わず連絡
2、「しつけのつもり・・・」は言い訳
3、ひとりで抱え込まない
4、親の立場より子の立場
5、虐待はあなたの周りでも起こりうる

程度にもよりますが、不自然な外傷や極端な不潔、家に帰りたがらない等のことに気付いたら、相談機関に連絡・相談をお願いします。相談機関には児童相談所の他にも、身近な区市町村の子供家庭支援センター、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」などがあります。

質問４　児童相談所として、非行や再犯防止に対して、保護司とどのように連携すればよいと思われますか。

回答４　都内の児童相談所が平成 28 年度に受理した非行相談件数は約 2,000 件に上りますが、盗みや粗暴、家出・外泊が主な相談内容となっています。児童相談所への通告では、中学生の年齢が中心となっており、背景に被虐待経験があることも少なくありません。

児童相談所が、事案調査から方針の決定を経て援助を行う過程の中で、警察や家庭裁判所などの関係機関と連携を図ることになりますが、必要に応じて保護司の皆様とも連携を図ってまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

ご多忙中にも関わらず本誌のために対応してくださった八王子児童相談所に心より感謝申し上げます。

特集 学校との連携について（第2回）

学校と地域・保護司の結び付き

八王子市立七国中学校長　**川島　清美**

中学校は今年度も様々な改善に取り組んでいます。令和２年度からの新学習指導要領完全実施に向け、これまでの教育課程、学習等にかかわる指導の在り方・方法を見直し、生徒の学びの質を維持しながら改善を進めています。加え、既に「特別な教科　道徳」が全面実施となっています。価値観が多様化し、少子高齢化が進み、人工知能がもてはやされる時代であるからこそ、生徒に自分の生き方を見つめさせ、道徳的価値に向き合わせる作業が重要です。

これら教育活動を学校が展開するためには、生徒が日々の生活を安定して送る環境が必要です。学校には、その環境を保護者・地域の方々と共に維持に努め、青少年の健全育成に尽力してくださっている地域の保護司と情報及び行動において連携することが求められています。

昨今、残念ながら情報化社会の負の側面であるSNSによる被害が報告されています。スマホ等は保護者の責任の下で使用されるものです。ただ、養育する力が十分に発揮されていない家庭においては、子供が危険に晒され続けます。学校は家庭に対しその危険性を認識させなければなりません。子供を被害者にも加害者にもさせたくありません。継続し啓発・指導していくことが大切です。この点においても保護司の方々の支援・指導を欠くことはできません。そのためにも、日常的に中学生が地域と関わること、地域の大人と関わることが大切です。中学生に地域で活躍する場を提供いただき、また、学校は積極的に地域に送り出すことが大切です。

学校は地域と結び付いて成り立つものです。その地域の中で活躍する保護司及び保護司会の力を是非ともお貸しくださるよう末筆ではありますがお願い申し上げます。

（八王子市立中学校長会会長）

学校に様々な方々の協力を

西分区　**松木　誠司**

保護司の職責は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で助けるとともに、犯罪予防のための啓発活動を行うことです。

保護司の職務には三つの役割があります。

保護観察対象者の指導監督・補導援護

保護観察対象者への生活指導・助言・面接を行う。

生活環境調整

犯罪をした人の釈放後の帰住先の調査、引受人との話合い、就職の確保等の社会復帰のための調整を行う。

犯罪予防活動として「社会を明るくする運動」等の活動を行う役割

非行や犯罪を未然に防ぐため、世論の啓発や地域社会への啓発活動を行う。

近年においては、児童生徒の問題行動が深刻化するとともに、非行が凶悪化・広域化するなど、子どもたちを取り巻く環境は憂慮すべき情勢にあり、こうした問題に対し、求められる保護司の役割として重要視されているものに、学校との連携があります。

保護司はその役割とともに地域社会の一員であり、社会の宝である子どもたちの健全育成に積極的に取り組んでいくことが望まれます。

子どもたちの育成にとって家庭・地域の果たす役割はとても重要です。その地域の中で中心的な場所といえるのが学校です。学校担当保護司の中には、学校運営協議会委員として学校運営に携わり、学校長・生活指導担当教員・民生委員・児童委員や学校カウンセラーなどの方々と情報交換を行って、いじめや非行防止に努めている方がおられます。

現在は通信手段の多様化に伴い、いじめや非行の深化が始まっています。そのような事象に対応するために様々な方々の協力を得ることで、いじめや非行をする人を生み出さない家庭や学校・地域づくりを目指すことが切望されます。

特集 私の考える再犯、再非行防止 No.7

ある少年からの手紙

西分区　伊藤　はつ

少年は当時で17歳、窃盗・恐喝で捕まり、少年院送致、母親が弁償金を分割で払っていました。

1年後環境調整で会い、本人から手紙が来たと喜んで見せてくれました。でも、出院間近の違反で出院延期、3ヶ月後仮退院になりました。帰住して保護観察、初めは月2回の来訪がありましたが、それも1回になり、全く来なくなりました。本人、母親に電話をしても応答がなく、手紙もアパートの郵便受けに入れ来訪を促しましたが、二人からは一切連絡がないので、観察所からも督促してもらいましたが、同じ状況でした。

その後もあれこれと問題を起こし、母親も呆れて、怒り心頭の日々を送っていたようです。

しかし、その数ヵ月後、母親から別の事犯で再び補導され、少年院に送致されたことを知らされました。再犯を心配していた矢先の出来事で、保護司としての立場から真剣に向かい合っていた私は落ち込みました。

出院後の本人の家庭環境には大きな変化があり、そこで自分の居場所がなくなったと感じ、その非行がエスカレートしたのではないかと思われました。

在院中、本人からの手紙には、面接時は本音が話せず嘘をついていた、出院してからも更生しようとは思わず、再犯で捕まった時も弁護士がつけばたいしたことはないと甘く考え、帰ったら同じことをしようと思っていたと正直に書かれてあり、最後に裏切ってすいませんと結んでありました。

私自身の反省材料で本人を見抜けず、対応も未熟で信頼関係が築けず自信を失いました。でも、いろいろ勉強させてもらったと気持ちを切り替え、今後この経験を対象者に活かそうと思いました。

再犯・再非行防止には、少年の居場所・就労・家庭環境・親（引受人）の監護力が不可欠で、保護司としてどこまで寄り添えるかが課題と思います。

保護司の役割とは

西分区　渡部　正利

私は今年9月で保護司を退任しました。在任中の経験談を依頼されましたので、どなたも心がけていることと思いますが、私が心がけてきたことやエピソードや今考えていることを書いてみます。

まず対象者が我が家へ来たくなるような話題を探しました。服とか髪型とかを褒める、これまでの人生で楽しかったことを思い出してもらう、それらに共感する、彼らに心の余裕を持ってもらうことなどが何より大事と考えました。

対象者だった高校生男子の話をします。我が家の食卓で話したのですが、いつも深々と大きめの帽子を被っていました。素敵な帽子でしたが家の中でどうして脱がないのかと思いました。何か意味があるのではと感じましたが直接には聞きませんでした。しかし帰宅した彼は母親に帽子のことをたくさん褒められたと伝えたのでしょう。その夜に母親から電話がありました。彼は少年院を出ると仲間に呼び出されてひどく殴られ大けがをしているとの事でした。こんなちょっとしたことが少年の心を開いたと思った印象的な経験でした。

それ以降、対象者を引き受ける度に、私は受刑者や保護観察の対象者の心を理解できるのだろうか、また彼らは果たして更生（改心）するのだろうかという疑問を持ち続けて今日まで来ました。

保護司としての定年で終えるこの時期に、素晴らしい本に出合いました。それは、岡本茂樹氏の「反省させると犯罪者になります」（新潮選書）という本でした。本書によると、人の人格は幼少時にどれだけ親などに愛されたかで決まると言っています。三つ子の魂百までも、です。この時期に愛されていないと人を愛することも信じることもできなくなります。しかし、受刑者の幼少時代の苦難の話を親身に聞いてくれる人がいれば出所してからも人を愛することも信じることもできるようになる、と言っています。ここにこそ保護司の大切な役割があるのだと思っています。

令和元年度　叙勲、褒章、表彰
おめでとうございます

順不同・敬称略

◆春の叙勲・褒章

森田　明（みなみ）　瑞宝中綬章

山坂満吉（高尾）　藍綬褒章

◆秋の叙勲・褒章

佐藤益國（みなみ）　藍綬褒章

荒井浩平（高尾）　瑞宝双光章

塚本秀雄（みなみ）　旭日小綬章

◆更生保護制度施行70周年記念全国大会

10月7日（月）　天皇・皇后両陛下御臨席
於　東京国際フォーラム

○法務大臣表彰

加藤　克明（高尾）　小池　公江（中央）

○全国保護司連盟理事長表彰

新野　照代（西）　町田　照良（高尾）
河井　孝之（西）　深須　達男（高尾）

◆第37回関東地方更生保護大会

10月25日（金）於　宇都宮市文化会館
関東地方更生保護委員会委員長表彰　10名
関東地方保護司連盟会長表彰　4名

◆八王子市・功労者表彰

10月1日（火）於　八王子市いちょうホール
八王子市福祉功労賞　63名

◆多摩少年院より感謝状

多摩少年院を退院した少年に、居宅の提供と就労指導を永年惜しみなく支援を行ってきた業績に対して、9月11日（水）、糠信富雄保護司に感謝状が贈られました。

～八王子市子ども若者サポート事業～（八王子地区保護司会後援）「Talk＆Live　明日への翼」

9月27日（金）八王子市クリエイトホールにおいて今年度は、八王子市観光PR大使、シンガー・ソングライター**冨永裕輔**氏による熱いステージが展開されました。

冨永氏はご自分の半生を語り、人間愛と信頼の大切さを伝えました。また人生を前向きに生きる強いメッセージが込められた作詞作曲の歌からは、勇気と希望が心の中に響き渡りました。ぜひとも多くの若者に聞いてもらいたい熱血漢・冨永氏の爽やかなステージでした。

第6ブロック　保護司組織運営連絡協議会

10月16日（水）、京王プラザホテル多摩にて、「第6ブロック保護司組織運営連絡協議会」が開催されました。この協議会は、統一テーマのもとに第6ブロックに所属する各保護司会が研究協議する場です。

令和元年も「保護司の安定的確保」のテーマで各地区保護司会の代表者から、10のアクションプランに基づき努力・工夫した報告が上がりました。

保護司の確保が難しくなっていることは一般にも知られることとなっています。今協議会の質問の中に「保護司の定年延長」が上がりました。東京保護観察所長からは既に検討の俎上に乗せられ前向きに議論されている報告がありました。

学校担当委員会主催

市立小中学校生活指導主任研修

11 月 8 日（金）午後、八王子市教育センターにて、市立小中学校生活指導主任研修があり、第 7 回目は保護司との意見交流会が行われました。

保護司会では、本研修での各市立小中学校の生活指導主任との意見交流会を大切にしています。今回は立川支部より、宇田紀之統括保護観察官が見えられ、「学校と保護司の連携における現状と課題について」のテーマで話され、保護司とはどんなことをするか、から始まり、小中学校との連携の重要性を強調され、各校の生活指導には「保護司の役割」について理解が得られた様子でした。

また、その後地域ブロック別の協議会も開かれ、児童生徒の健全育成と非行防止のためには、個人情報に配慮しつつ情報交換と共有を行い、子供家庭支援センター、主任児童委員、民生委員など関係者の細やかな連携と協力が重要であることが話されました。（広報部）

協力組織部主催

地域活動推進協議会
～薬物乱用防止について～

令和元年度の協議会は、上記のテーマで 10 月 17 日（木）クリエイトホールにて開催されました。

警視庁八王子警察署より薬物取締の専門官が講師、薬物乱用の防止のためのビデオを視聴後、現場からの報告がありました。

保護司からの質問による具体的な回答が加わり、刑の一部執行猶予の対象者が増えている中で、保護司の息の長い立ち直り支援活動の重要性が確認できた大変時宜を得た協議会でした。（広報部）

学校担当委員会主催

保護司・中学校長会　意見交換会

11 月 26 日（火）、八王子クリエイトホールにおいて、上記の意見交換会が行われました。本会は、各地域の中学校の実情と課題、中学生と取り巻く環境と問題を理解し、保護司活動に生かすために大変有意義な意見交換会となっています。

前半は、市立中学校長会長の川島先生が、「地域と学校のかかわり　目指す姿を主として」と題して、中学生と地域との関わりが希薄になっている現状がありながらも、学校と生徒が地域で活躍する場を積極的に作り、生徒と地域を結ぶルートを複線化する工夫をしたいと報告されました。

後半は、市教委、中学校長会役員 10 名の先生方を中心に各分区別のブロック別交換があり、各中学校、中学生の実情と課題、保護司の関わりと支援について具体的な議論がなされました。（広報部）

令和元年度　社会参加活動の報告

11 月 10 日（日）　市立ひよどり山中学校校庭清掃
11 月 10 日（日）　湯殿川緑道清掃

秋晴れの 11 月 10 日、29 名（対象少年 4 名）が参加。由井市民センターから湯殿川緑道を二手に分かれて清掃活動を行いました。川久保公園で解散。清々しい半日となりました。

11 月 24 日（日）　市立高尾山学園校庭清掃

退任の保護司紹介
～長い間、お力をいただきました～

○森田　明　（みなみ分区）　昭和 54 年 9 月初任
○山坂　満吉（高尾分区）　平成 9 年 9 月初任
○八木　雅子（みなみ分区）　平成 11 年 9 月初任
○長谷部好昭（東分区）　平成 13 年 9 月初任
○粂田　孝子（みなみ分区）　平成 15 年 9 月初任
○渡部　正利（西分区）　平成 17 年 9 月初任

シリーズ　保護司による八王子探訪

～ドイツで医療に身を捧げた日本人医師「お帰りなさい　Dr. 肥沼」～

中央分区　石川　泰

肥沼信次博士は、明治41年、現在の八王子市中町の開業医院に生まれ、日本の医科大学を経て、第二次大戦直後の昭和20年9月、ドイツ・ヴリーツェン市で伝染病医療センター所長になって約半年後に、チフス、コレラなどの対策に尽力し献身的な治療により、多くの命を救いました。しかし、自身も罹患し、昭和26年3月8日、37歳の若さで現地で亡くなりました。

肥沼信次博士
(1908-1946)

ドイツの首都・ベルリンから北東約7キロに位置するヴリーツェン市は、美しい緑に囲まれた人口7,000人の町です。

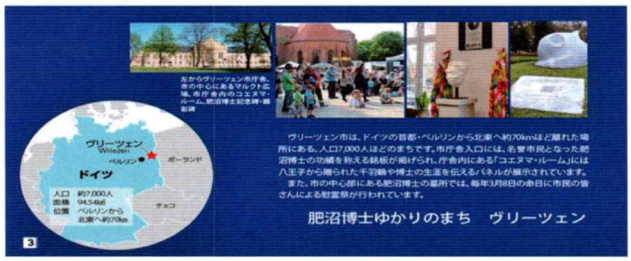

ドイツ・ヴリーツェン市の地図

平成29年9月3日、西放射線ユーロード中町公園（八王子市中町9）に顕彰碑が建立され、市民団体「Dr.肥沼の偉業を後世に伝える会」代表塚本回子さんより寄贈されました。

肥沼博士は平成6年、ヴリーツェン市の名誉市民、平成29年7月10日、博士の縁で両市は、海外友好交流協定を締結しました。

肥沼信次博士の顕彰碑

さらに、平成29年10月、八王子市「市政施行100周年記念式典」にて顕彰されました。

「Dr.肥沼の偉業を後世に伝える会」の代表・塚本回子（かいこ）さん

塚本回子さんは、「現地の人々は博士の人生を語り継ぎ、その墓標を守っております。『誰かのために生きてこそ、人生に価値がある。』肥沼博士が尊敬したアインシュタインの言葉です。異国の地で、この言葉を体現するように、戦争に人生を狂わされながらも、一人でも多くの命を救おうとした肥沼博士。現代を生きる私たちも、彼の生き方から学べることがあるのではないでしょうか。異国の地で、目の前にいる誰かのためにできることを誠実に実践した肥沼博士。その尊い生き方を、未来を担う次の世代に伝えていきたい。」と語っています。

肥沼博士は、その死の直前、「桜が見たい……」とつぶやき、生きて再び日本に帰ることはありませんでした。

まるでシュヴァイツァーのような方がこの八王子の地から出たことは、市民としても誇りです。

編集後記

今号では貴重なご意見をいただいた八王子児童相談所に感謝申し上げます。また、私たちが保護司として対象者と面接する時に、これまでの保護司会事務所に加えて、面談室として公共施設数箇所（図書館朗読室、市民センター）を利用することが可能となりました。これまでマンションなどにお住まいの保護司の面接場所の確保について課題となってきましたが、こうした公共施設を借用できるのは大変素晴らしいことです。ご尽力くださった皆様に感謝いたします。（石川記）